

とちぎパートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「一人一人がかげがえのない存在として尊重され、偏見や差別のないとちぎ」「誰もがそれぞれの幸福を最大限に追求し、自己実現を図ることができるとちぎ」「一人一人の違いを豊かさとして認め合い、共生できるとちぎ」の実現を目指し、性的指向や性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生きることのできる社会をつくるため、パートナーシップの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した一方又は双方が性的マイノリティである二人の者の関係をいう。
- (2) パートナー パートナーシップにある相手方をいう。
- (3) パートナーシップの宣誓 パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを知事に対して宣誓することをいう。

(宣誓の要件及び方法)

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達していること。
 - (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 県内に住所を有すること。
 - イ 県内への転入（新たに県内に住所を定めることをいう。以下同じ。）を予定していること。
 - (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を有していないこと。
 - (4) パートナーシップの宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
 - (5) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。
- 2 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、パートナーと共に次に掲げる書類を自ら記入し、当該書類を知事に提出するものとする。ただし、自ら記入することができない場合は、他の者にこれを記入させることができる。
- (1) とちぎパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）

(2)とちぎパートナーシップの宣誓に関する確認書(様式第2号。以下「確認書」という。)

3 宣誓書の提出は、知事が指定する場所において行うものとする。

4 知事は、パートナーシップの宣誓をしようとする者に対し、次に掲げる書類を宣誓書に添付するよう求めるものとする。

(1)世帯全員の住民票の写し(パートナーシップの宣誓をしようとする日前3月以内に発行されたものに限る。)

(2)独身証明書(パートナーシップの宣誓をしようとする日前3月以内に発行されたものに限る。)その他これに類する書類

5 前項第1号の規定にかかわらず、知事が特に必要と認める場合には、同号の書類に類する書類によることができるものとする。

6 知事は、第2項の書類を提出した者が本人であることを確認するため、当該提出と併せて、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード

(2)旅券

(3)運転免許証

(4)前各号に掲げるもののほか、知事が認める書類

(通称の使用)

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、性別違和(自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。)その他知事が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名に加えて通称も使用することができる。

(県内への転入の届出)

第5条 第3条第1項第2号イに該当する者は、同条第2項の書類を提出した日から3月以内に、県内への転入を証する住民票の写しを知事に提出するものとする。

(宣誓書の写し等の交付)

第6条 知事は、第3条第2項の書類を提出した者に対し、收受した日及び收受した旨を表示して、提出された宣誓書の写しを交付するものとする。ただし、同条第1項第2号イに該当する者については、転入予定者受付票(様式第3号。以下「受付票」という。)を交付し、前条の提出があったときに、宣誓書の写し及び次項の書類を交付するものとする。

2 前項の宣誓書の写しには、とちぎパートナーシップ宣誓書受領カード(様式第4号。以下「受領カード」という。)を添付するものとする。この場合において、宣誓書において第4条の規定により通称を使用したときは、氏名を特記事項欄に記載するものとする。

(宣誓書の写し等の再交付)

第7条 前条の規定により宣誓書の写し及び受領カードの交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、紛失、毀損その他の事情により当該宣誓書の写し又は受領カードの再交付を希望するときは、第9条の規定による当該宣誓書保存期間内(同条ただし書に該当するときは除く。)に限り、とちぎパートナーシップ宣誓書の写し等再交付申請書(様式第5号)により、その再交付を申請することができる。

2 第3条第6項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同項中「第2項の書類」とあるのは「とちぎパートナーシップ宣誓書の写し等再交付申請書」と、「本人」とあるのは「宣誓者本人」と読み替えるものとする。

(返還の届出等)

第8条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、知事が指定する場所においてとちぎパートナーシップ宣誓書等返還届(様式第6号)により、知事に届け出なければならない。

- (1) パートナーが死亡したとき。
- (2) 県内に住所を有しなくなったとき(一時的な場合を除く。)
- (3) パートナーシップが解消されたとき。
- (4) 宣誓書に係る宣誓者のいずれもが当該宣誓書の廃棄を希望するとき。

2 知事は、前項の届出をする者に対し、前項の届出に宣誓書の写し及び受領カード(紛失、毀損その他の事情により添付が困難であると知事が認める場合を除く。)を添付するよう求めるものとする。

3 第3条第6項の規定は、第1項の届出について準用する。この場合において、同項中「第2項の書類を提出した者」とあるのは「第1項の届出をした者」と、「当該提出」とあるのは「当該届出」と、「本人」とあるのは「宣誓者本人」と読み替えるものとする。

(栃木県内の市町との連携の取扱い)

第9条 性的マイノリティである者がパートナーシップにあることの宣誓を受け付ける県内の市町(以下「導入市町」という。)においてパートナーシップの宣誓をした者が、県内で市町を越えた住所の異動後も引き続きパートナーシップを継続するときは、第6条第2項の規定による受領カードの交付を次項に定める手法を経ることにより受けることができる。

- 2 前項の規定による交付を受けようとする者(以下「継続申告者」という。)は、パートナーと共にパートナーシップ宣誓継続申告書(様式第7号)(以下「申告書」という。)を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、来庁又は郵送により知事に提出するものとする。ただし、自ら記入することができない場合は、他の者にこれを記入させることができる。
- (1) 導入市町が交付したパートナーシップ受領カード又はこれに類するもの
 - (2) 世帯全員の住民票の写し(継続申告をしようとする日前3月以内に発行されたもの)

に限る。)

3 継続申告者には、申告書を提出する時に、おのおの本人であることを明らかにするため、第3条6項に掲げる書類のいずれかの提示を求め、郵送による場合は同書類の写しの提出を求めるものとする。

(宣誓書の保存等)

第10条 知事は、宣誓書及び申告書を10年間保存するものとする。ただし、第8条の届出があったときは、当該宣誓書及び申告書を廃棄するものとする。

(宣誓書の写し等の不正利用等)

第11条 知事は、宣誓者が宣誓書の写し等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるときは、当該宣誓書の写し等の返還を求めるものとする。

(事前調整)

第12条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、あらかじめ当該パートナーシップの宣誓をしようとする日時、場所その他の必要な事項について知事と協議するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、人権・青少年男女参画課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則 (人青男女第421号)

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。